

第3期事業年度

# 事業報告

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当会計年度における世界経済は、英国の EU 離脱決定や米国の新政権誕生、テロの頻発等の政治環境の変化や地政学リスクが懸念され、不確実性をもって推移しました。前半は新興国経済の減速や先行き不透明感を背景に経済の減速が見られましたが、後半からは先進国、新興国・資源国いずれにおいても改善傾向が続き、世界経済全体として着実に改善が続きました。

政府は、インフラシステムの海外展開を我が国の成長戦略の最重要施策の一つとして位置づけ、「2020年に約30兆円のインフラシステムを受注することを目指す」（日本再興戦略）としています。平成27年5月及び11月には、内閣総理大臣より「質の高いインフラパートナーシップ」及びそのフォローアップが発表され、政府全体としてアジア各国における「質の高いインフラ投資」の実施を支援する方針が示されました。さらに、平成28年5月のG7伊勢志摩サミットの機会に内閣総理大臣より発表された「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」により対象地域がアジアから世界全体に拡大され、G7サミットでは、「質の高いインフラ投資」の基本的要素について国際社会で認識を共有することが重要との点で一致し、「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」に合意しました。

当社は、このような政府のインフラシステム輸出戦略の下、我が国の民間企業による交通事業・都市開発事業の海外市場への参入促進を図ることを目的として、出資や人材派遣等により事業参画を行う、我が国で初めてのハンズオンのインフラファンドとして平成26年10月に設立されました。以来、社内基盤の整備を進めるとともに、目標を達成するために必要な人材の確保を進め、従業員は38名（平成29年3月31日現在）となっております。

当期は業務開始3年目にあたり、「ミャンマー・ヤンゴンランドマーク事業」、「インドネシア・BSD総合都市開発事業」及び「インドネシア・冷凍冷蔵倉庫整備・運営事業」の3案件を支援決定（国土交通大臣認可取得）し、出資を行いました。上記3案件の他にも、国土交通大臣認可を控えている3案件及び最終的に入札等の結果、失注した2案件を含めた5案件について社内の投資決定等を行うなどの一定の実績を上げつつあります。

また、広域的な開発案件に初期段階から関与し、日本企業の参入促進を図るため、フィリピン基地転換開発公社とマニラ北方に位置するクラーク地域開発を推進するための共同調査会社を平成28年7月に設立しました。

さらに、案件発掘・形成力の強化を図るべく、①同年9月にシンガポール政府傘下の都市設計・管理会社のスバナ・ジュロンと協力覚書を締結、②同年11月にアルゼンチン政府機関である投資・貿易促進庁と協力覚書を締結、③同年11月にインド国家投資インフラファンド（NIIF）と協力覚書を締結、④平成29年1月には第2回となるインフラ事業海外展開セミナーを開催する等の国内外のネットワーク作りを精力的に推進しました。

上記の事業活動の結果、当期の業績は、経常損失13億2千万円（前期経常損失11億2千万円）、当期純損失13億3千万円（前期当期純損失11億2千万円）となりました。

(当期支援決定案件)

案件名	認可日	支援対象事業者	支援内容*
ミャンマー・ヤンゴンランドマーク事業	平成 28 年 7 月 12 日	MMJ Yangon Development Pte. ltd	出資額： 最大約 45 億円
インドネシア・BSD 総合都市開発事業	平成 28 年 10 月 27 日	タンゲラン都市開発株式会社	出資額： 最大約 34 億円
インドネシア・冷凍冷蔵倉庫整備・運営事業	平成 29 年 1 月 24 日	PT.KAWANISHI WAREHOUSE INDONESIA	出資額：約 9 億円

\*認可申請当時の為替レートに基づく額

#### (2) 設備投資等の状況

当期の設備投資につきましては、執務室及び会議室の増床等を行いました。その結果、当期の設備投資額は、約 1 億円となっております。

#### (3) 資金調達の状況

当社は、投資に充てる資金を確保するため、平成 29 年 3 月に政府から 40 億円の出資を受けました。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、日本企業の海外インフラ市場への参入促進を図るべく、設立以降、社内整備・人材確保等の業務基盤整備を進め、特徴ある象徴的な案件や上流段階から関与する案件、国内外のネットワーク強化等の一定の実績を上げつつあります。

引き続き新興国をはじめとした世界のインフラの整備意欲は旺盛であり、PPP 需要は今後も伸びていくことが期待されています。そのような状況下において、当社は安定的・継続的な案件形成・管理及び財務自律的な会社運営に至る途上段階にあるとの認識の下、今後、マクロのインフラ需要を捉え、円滑かつ着実に業務を実施していくために、2017 年-2019 年度を対象とした中期経営計画を策定しました。

#### [中期経営計画 (2017-2019) 概要]

##### 〈基本的視点〉

- ・日本企業による海外でのインフラ事業展開を幅広く促進し、インフラ輸出を担う関係機関とともに車の両輪として政府の成長戦略を担う。

- ・グローバル市場で日本を代表するハンズオンのインフラ投資会社として活動すべく、国際ネットワークを構築する。
- ・海外インフラ事業に必要な各分野のエキスパートをアドバイザーとして確保しておく。
- ・財務の健全性を維持し、また、投資資産を着実に拡大し、長期的には財務自律的な経営を目指す。

〈事業目標〉

- ・最大の政策意義としてまずは一社でも多くの日本企業が海外市場に参画し、実績・経験を積み重ねることを後押しする。
- ・案件採択ベースで、年間10件程度を目途とする。
- ・収益性の高い小規模案件、企業の買収、ブラウンフィールド案件も積極的に支援し、計画期間中に投資収益の計上を目指す。
- ・投資事業の拡大及び多様化のために、パイプライン案件数の維持・拡大、新規市場・内外ネットワークの拡大、案件発掘・形成等ビジネスディベロプメント活動を積極化する。
- ・政府の主導するメガプロジェクトについては、政府の指導の下、関係機関と協力し JOIN として積極的に貢献する。
- ・効率性のみならずアカウンタビリティ及びコンプライアンス遵守を維持し、(i) 案件モニタリング強化 (ii) 案件デューデリジェンス能力向上を図る。このため、社内人材育成・確保等に取り組む。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 1 期	第 2 期	第 3 期
	自 26 年 10 月 20 日 至 27 年 3 月 31 日	自 27 年 4 月 1 日 至 28 年 3 月 31 日	自 28 年 4 月 1 日 至 29 年 3 月 31 日
経 常 損 失	85,978	1,120,441	1,324,313
当 期 純 損 失	286,482	1,121,651	1,328,113
1 株当たり当期純損失(円)	1,326	4,113	3,168
総 資 産	10,569,914	19,684,785	22,442,564
純 資 産	10,511,017	19,536,865	22,190,399
1 株当たり純資産額(円)	48,673	46,638	44,478

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	出資比率	主要な事業内容
Japan High-Speed Railway, Inc.	100.0%	投資業及び関連業務
Philippine Japan Initiative for CGC Inc.	55.0%	調査及び関連業務

(7) 主要な事業内容

当社の主な事業は次のとおりとなっております。

- ① 機構が支援決定を行った対象事業者に対する出資
- ② 機構が支援決定を行った対象事業者に対する基金の拠出
- ③ 機構が支援決定を行った対象事業者に対する資金の貸付け
- ④ 機構が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- ⑤ 機構が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 機構が支援決定を行った対象事業者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証
- ⑦ 機構が支援決定を行った対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- ⑧ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
- ⑨ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑩ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑪ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑫ ①～⑪に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑬ 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑭ ①～⑬に掲げる業務に附帯する業務
- ⑮ ①～⑭の業務のほか、上記の機構の目的を達成するために必要な業務

(8) 主要な営業所

- ① 本社

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

- ② 重要な子会社の事務所

会社名	所在地
Japan High-Speed Railway, Inc.	米国
Philippine Japan Initiative for CGC Inc.	フィリピン

(9) 従業員の状況 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
38 名	112%	45.4 歳	1.8 年

(10) 主要な借入先 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません

(11) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません

2. 会社の株式に関する事項 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

(1) 発行可能株式総数 4,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 498,900 株

(3) 株主数 18 名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
財務大臣	380,000	76.17%
三井住友信託銀行 株式会社 (信託口)	105,400	21.13%
日本高速道路インターナショナル 株式会社	3,500	0.70%
一般社団法人 日本港運協会	2,000	0.40%
一般社団法人 日本造船工業会	2,000	0.40%
一般社団法人 日本埋立浚渫協会	2,000	0.40%
一般社団法人 海外エコシティプロジェクト 協議会	1,640	0.33%
一般財団法人 港湾空港総合技術センター	1,000	0.20%
一般社団法人 日本船主協会	1,000	0.20%
一般社団法人 国際建設技術協会	200	0.04%
一般社団法人 海外建設協会	20	0.00%
一般社団法人 海外鉄道技術協力協会	20	0.00%
一般社団法人 全国空港ビル協会	20	0.00%
一般社団法人 日本橋梁建設協会	20	0.00%

一般社団法人 日本道路建設業協会	20	0.00%
一般社団法人 日本物流団体連合会	20	0.00%
一般社団法人 日本民営鉄道協会	20	0.00%
一般社団法人 プレストレスト・コンクリート建設業協会	20	0.00%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成 29 年 3 月 31 日現在）

(1) 取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	波多野 琢磨	
専務取締役	秋山 裕	
取 締 役	竹内 敬介	日揮株式会社相談役
取 締 役	稲川 文雄	株式会社みずほ銀行グローバルプロジェクトファイナンス営業部部長
取 締 役	蜂須賀 一世	株式会社日本経済研究所 代表取締役専務
取 締 役	松田 千恵子	首都大学東京大学院社会科学部 研究科教授
取 締 役	溝口 潤	三井住友カード株式会社代表取締役兼副社長執行役員
監 査 役	八尾 紀子	TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士

(注) 1. 取締役のうち、竹内敬介、稲川文雄、蜂須賀一世、松田千恵子及び溝口潤は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

2. 当社は執行役員制度を導入しており、平成 29 年 3 月 31 日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名
-----	-----

常務執行役員	河野 春彦
常務執行役員	武貞 達彦

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	7 人	68,650 千円	
監 査 役	1 人	5,000 千円	
計	8 人	73,650 千円	

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況（海外交通・都市開発事業委員会における活動を含む）

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員 (委員長)	竹内 敬介	当事業年度開催の取締役会 14 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 12 回全てに出席。事業会社の経営者としての経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	稲川 文雄	当事業年度開催の取締役会 14 回のうち 12 回、海外交通・都市開発事業委員会 12 回のうち 11 回に出席。銀行でのプロジェクトファイナンス業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	蜂須賀 一世	同氏の取締役就任後、当事業年度開催の取締役会 11 回全て、同氏の海外交通・都市開発事業委員就任後、海外交通・都市開発事業委員会 9 回



		全てに出席。公的機関でのファイナンス及びリスク管理業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員 (副委員長)	松田 千恵子	当事業年度開催の取締役会 14 回のうち 9 回、海外交通・都市開発事業委員会 12 回のうち 7 回に出席。企業経営・企業統治の見識を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	溝口 潤	同氏の取締役就任後、当事業年度開催の取締役会 11 回のうち 10 回、同氏の海外交通・都市開発事業委員就任後、海外交通・都市開発事業委員会 9 回全てに出席。銀行でのプロジェクトファイナンス業務及び事業会社の経営者としての経験を活かし、社外の立場から発言。
監査役	八尾 紀子	当事業年度開催の取締役会 14 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 12 回全てに出席。弁護士としての専門見識を活かし、社外の立場から発言。

(注) 当社は「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法」に基づき設立された株式会社であり、同法第 17 条により、対象事業支援の対象となる者及び当該対象事業支援の内容の決定並びに株式等又は債権の譲渡その他の処分決定は、取締役会から海外交通・都市開発事業委員会に委任されたものとみなされています。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当社は、当該定款に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（消費税を含みません。）

区 分	金 額
会計監査人としての報酬等の額	6,300 千円

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である計算書類等（監査報告書を含む）の英訳等の業務に対し、対価を支払っております。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正性を確保するために必要な体制について、「内部統制システム基本方針」を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。「内部統制システム基本方針」の内容は以下のとおりです。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 事業活動のあらゆる段階においてコンプライアンスが最優先されるシステムの構築を図るため、「コンプライアンス規程」を定め、これに基づき会社にコンプライアンスを統括する部署を設置し、会社内における推進体制を整えるとともに、その実施状況について定期的に取り締役会及び監査役に報告するものとする。

② 役職員へのコンプライアンスの徹底及び円滑な運営を図るため、必要に応じ適宜

コンプライアンスの具体的内容を示した「コンプライアンスマニュアル」を整備し、研修等により定期的に役職員へのコンプライアンスの徹底を図る。

- ③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、警察等行政機関と連携し、毅然とした対応を執る。
- ④ 内部監査については、「内部監査規程」を定め、これに基づき実効性のある内部監査を実施する。内部監査の実施に当たる職員は、各部室の業務から独立し、社長の命により内部監査業務を実施するものとする。
- ⑤ 財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、関連法令を遵守するとともに、「会計規程」を定め、これに基づく適切な会計処理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係るリスクの適確な把握及びその管理を図るため、「リスク管理規程」を定め、これに基づき所要の体制整備を行う。平時よりリスクの識別及び分析に努め、重大なリスクが顕在化した場合には社長以下で構成する危機管理本部を速やかに設置し、対応方針の決定及びその実施を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務の有効性及び効率性を高める観点から、取締役会は、適時適切な経営管理を行う。また、内部統制を規律するため「組織規程」及び「職務権限規程」を定め、これに基づく分業体制による業務の専門化・合理化を図る。
- ② 適切な対象事業支援を行っていくため、会社に海外交通・都市開発事業委員会を設置し、法令及び「海外交通・都市開発事業委員会運営規程」に基づき適切に運営を行う。
- ③ 対象事業支援に当たり適切な業務執行を規律する観点から、「投資運用指針」を定め、これに基づく業務執行を行う。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報の保存及び管理を適切に行うため、「文書管理規程」を定め、重要な意思決定等に係る文書等の保全に努める。
- ② 情報及び情報システムを脅威から守るために必要な情報セキュリティ確保に取り組むため、「情報管理規程」を定め、情報セキュリティ対策を推進する。

(5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 会社は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成 26 年法律第 24 号）第 1 条に規定する目的及び投資先企業等の企業価値の最大化を図る観点から、投資先企業等に対する株主権等の行使を適切に行うものとする。
- ② 子会社に対して適切な経営管理を行うため、子会社に対して上記（1）から（4）までに準ずる体制の構築を求めるとともに、子会社の代表者は、子会社における重要な意思決定等について会社へ報告するものとする。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 会社及び子会社の役職員は、会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合、会社の監査役に対し、当該事項を速やかに報告するものとする。会社の監査役は、その職務遂行に必要な事項について随時会社又は子会社の役職員に対し報告を求めることができ、当該報告を求められた役職員は、これに応えなければならない。会社は、監査役へ報告を行った会社又は子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ② 監査役の指揮を受けてその職務を補助するため、会社に「監査担当者」を置くことを「組織規程」に定め、当該担当者は、特に資金、予算及び決算その他これに類する業務からは独立して補助業務を遂行し、監査役の指揮命令に従うものとする。当該担当者の独立性に関わる事項については、監査役の意見を尊重しなければならない。
- ③ 監査役は、業務の状況を把握するため、会社からの事前の通知を受け取締役会その他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。また、取締役会決議又は社長決裁を要する文書、行政機関から発せられた重要な文書、会計監査人から発せられた文書その他監査役の指定する文書について、決裁又は受領後回付を受ける。
- ④ 監査役が、その職務の執行について会社に対して会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

#### (内部統制システムの運用状況の概要)

上記の「内部統制システム基本方針」に沿った当社の内部統制システムの当該事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

- (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 「内部統制システム基本方針」に記載の項目については、既に基本的な制度等を整備済みであり、引き続き適切な運営を行っている。
  - ② コンプライアンス室は、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンスマニュアルを用いて、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を開催した。
  - ③ 「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を作成し、監査役とも連携を図り、第 2 回の内部監査を実施した。
  - ④ 支援決定過程におけるガバナンスの強化を図るため、第三者により構成される投資ガバナンス委員会を 2 回実施した。

- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
業務執行に係るリスクの適確な把握及びその管理を図るための体制は整備済みである。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会が14回開催された。
  - ② 「海外交通・都市開発事業委員会規程」に基づき、海外交通・都市開発事業委員会が12回開催された。
- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
「文書管理規程」、「情報管理規程」及び「情報セキュリティ対策基準」に則り、適切に情報の保存及び管理を実施した。
- (5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 四半期決算毎に取締役会に報告を実施した。
  - ② 投資先企業における株主権の行使等をモニタリングの観点等から適切に実施した。
- (6) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会及び海外交通・都市開発事業委員会に出席し、経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について意見を述べた。
  - ② 監査役は、会計監査人及び監査担当者と適宜会議等を行い、より広範な情報共有を行った。

## 7. 親会社等との取引に関する事項

当社は、親会社等である財務大臣から追加での出資金の受入れ（総額40億円、1株あたりの払込金額5万円）を行っております。この取引における取引条件（1株あたりの払込金額）及びその決定方法については、他の株主様と同様の条件により決定しております。当社取締役会としては、社外取締役も含めた取締役の全員一致により、当事業年度における親会社等との間の取引は適正な条件により行われており、当社の利益を害さないものと判断しております。